

# 富士大学学位規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）、富士大学学則（以下「学則」という。）第 18 条および富士大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 15 条に基づき、富士大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学 位)

第 2 条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

経済学部	経済学科	学士（経済学）
	経営法学科	学士（経営法学）
	経営情報学科	学士（経営情報学）
大学院	経済・経営システム研究科	修士（経済学）
	経済・経営学専攻	修士（経営学）

ただし、学士（経営情報学）の学位の授与は、平成 27 年度入学生をもって終了とする。

(学士の学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、学則の定めるところにより、本学を卒業した者に対し授与するものとする。

(修士の学位授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、大学院学則の定めるところにより、大学院に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士課程の目的に応じ、修士論文を提出して、その審査および最終試験に合格した者に授与するものとする。ただし、優れた業績を上げた者についての在学期間は、1 年以上の在学で足りるものとする。

- 2 学長が、研究科委員会の意見を聴いて、修士課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果（以下「研究の成果」という。）の審査をもって、前項の修士論文の審査に代えることができる。

(修士論文または研究の成果の提出)

第 5 条 修士論文または研究の成果（以下「論文等」という。）を提出しようとする者は、修士課程 2 年次の初めにおいて、修士論文または特定の課題の題目および研究計画を、研究指導教員を通じて、研究科委員会に提出して、承認を受けなければならない。

- 2 論文等は、在学期間中の所定の期日までに提出しなければならない。
- 3 論文等の提出は、次の各号の書類を研究科委員会に提出することにより行うものとする。

- (1) 論文等の審査願
- (2) 論文等およびその要旨

(3) 前号の書類の写し各2部

(審査委員会)

- 第 6 条 研究科委員会は、学長の命を受け、審査委員会を設けて、論文等の審査および最終試験を行うものとする。
- 2 審査委員会の委員は、研究指導教員を主査とし、研究科委員会の意見を聴いて学長が選任する大学院担当教員2名を副査とする、計3名の委員をもって構成する。
- 3 前項の規定にかかわらず、論文等の審査および最終試験に当たって必要があるときは、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、大学院担当教員に代え、本学または他大学の教員を副査とすることができる。

(最終試験)

- 第 7 条 最終試験は、論文等の審査終了後に、論文等を提出した者に対し、当該論文等を中心として関連のある科目および専門分野等について口頭試問の方法により行うものとする。

(審査の終了)

- 第 8 条 論文等の審査および最終試験は、論文等提出者の在学期間中の所定の期日までに終了するものとする。

(審査委員会の報告)

- 第 9 条 審査委員会は、論文等の審査および最終試験の可否結果を、研究科委員会に報告するものとする。

(学位授与の判定)

- 第 10 条 研究科委員会は、在学期間、単位の修得状況および前条の可否結果報告に基づき、修士の学位の授与の可否について判定を行う。
- 2 修士の学位の授与を可とする判定については、研究科委員会の構成員総数の過半数の賛成がなければならない。

(学長の決定)

- 第 11 条 研究科長は、研究科委員会における修士の学位の授与の可否判定の結果について、学長に報告するものとする。
- 2 学長は、前項の報告に基づき、学位授与の可否を決定する。

(学位の授与)

- 第 12 条 学長は、第3条の規定に基づき、卒業証書・学位記を交付して学士の学位を授与する。
- 2 学長は、前条第2項の決定に基づき、修士の学位の授与を可とした者に対し、学位記を交付して修士の学位を授与する。

(学位の名称)

- 第 13 条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「富士大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

- 第 14 条 学士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、またはその名誉を汚す行為があつたときは、学長は、教授会の意見を聴いて、学位の授与を取り消し、卒業証書・学位記を返還させ、

かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 修士の学位を授与された者について、前項と同様の事実があったときは、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記の様式)

第 15 条 学位記の様式は、別記様式 1 および様式 2 のとおりとする。

(改 廃)

第 16 条 この規程の改廃については、教授会および研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

本規程は、平成 15 年 9 月 17 日から施行する。

附 則

本規程は、平成 24 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成 27 年 1 月 14 日改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規程は、平成 27 年 12 月 2 日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成 31 年 3 月 20 日改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1

第 12 条第 1 項の規定により授与する卒業証書・学位記の様式（学士の場合）

第〇〇〇号	平成 年 月 日	学士（〇〇〇）の学位を授与する	卒業証書・学位記 本籍 氏名 年 月 日生
	富士大学長		
	印		

様式 2

第 12 条第 2 項の規定により授与する学位記の様式（修士の場合）

第〇〇〇号	平成 年 月 日	修士（〇〇〇）の学位を授与する	学位記 本籍 氏名 年 月 日生
	富士大学長		
	印		